

障害者総合支援制度

富士見市地域生活支援事業のしおり



富士見市

目 次

富士見市地域生活支援事業	2
利用者負担	2
利用者負担の上限月額.....	2
上 限 管 理	2
●移動支援事業.....	3
●日中一時支援事業.....	4
●日常生活用具給付等事業	5
●訪問入浴サービス事業.....	5
●相談支援事業.....	6
●コミュニケーション支援事業.....	6

富士見市地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に行うため地域生活支援事業が市の事業として行われています。

富士見市地域生活支援事業

●移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。

●地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会を提供、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス等支援します。

●日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適用するための日常的な訓練や送迎サービスの支援を行います。

●日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、自立支援用具などの日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

●相談支援事業

障がい者からの相談に応じ在宅生活や障がい福祉サービスの利用に必要な情報を提供します。

●コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者等のため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者の派遣などを行います。

利用者負担

利用者の負担については、原則としてサービス費用の10%を負担していただき、障がいのある方も制度を支える一員として利用者負担をお願いしています。非課税世帯の方のサービス利用料は無料ですが、支給限度を越えて、サービスを利用する場合は利用者負担がかかります。

利用者負担の上限月額

世帯の課税状況に応じて、利用者ごとに利用者負担上限月額を設定します。

利用者負担を算定する際の世帯の範囲

18歳以上の障がい者	本人とその配偶者
18歳未満の障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

所得階層による上限月額

生活保護	0円	生活保護世帯
市町村民税非課税世帯	0円	市町村民税非課税世帯
一般	37,200円	市町村民税課税世帯

上限管理

地域生活支援事業の移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援事業を併せて上限管理を行ない、利用者負担の上限月額を超えないようにしています。

●移動支援事業

○事業の内容

障がい者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をサポートします。

(原則として1日の範囲で用務を終えるものに限りです。)

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除きます。

○対象者 ①身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者

②身障・療育手帳を所持している児童、又はそれと同等の状態にある児童

○支給限度 原則1月当たり30時間まで。原則の時間数を超えてサービスを利用したい方は担当とご相談ください。

○利用者負担 一般世帯の方は下記の利用者負担額表のとおりです。非課税世帯の方のサービス利用料は原則無料ですが、1月当たり30時間を越えてサービスを利用する場合は、下記金額の2分の1が利用者負担になります。

利用者負担額表（一般世帯の方）

	30分未満	～60分	～90分	1.5時間以降6時間まで 30分毎に	6時間以降 30分毎に
身体介護有	200円	400円	600円	100円	70円
身体介護無	100円	200円	300円	90円	60円

●日中一時支援事業

○事業の内容

障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行ないます。

○対象者 障がい支援区分認定を受けた身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者。介護給付認定を受けた障がい児、若しくはそれらと同等の状態の障がい児。

○支給単位・限度

①支給単位は1日単位ですが、利用に際しては半日単位での利用が可能です。

原則として1人の障がい児・者に対し1ヶ月7日が利用限度となります。

②介護者・保護者の疾病、学校の長期休暇など、特別の事情がある場合はご相談ください。

○利用者負担 一般世帯の方は下記の利用者負担額表のとおりです。市町村民税非課税世帯の方のサービス利用料は無料ですが、月7日を越えてサービスを利用する場合は、下記金額の2分の1が利用者負担になります。食事については、実費負担とします。ただし、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯の方は700円を限度に助成します。

利用者負担額表（一般世帯の方）

		4時間未満	4時間以上	片道送迎
障害児	障害程度区分1・2	200円	400円	50円
	障害程度区分3	300円	600円	50円
	重度区分（※）	600円	1,200円	50円
障害者	障害程度区分1・2・3	200円	400円	50円
	障害程度区分4・5・6	300円	600円	50円
	重度心身施設区分（※）	600円	1,200円	50円

※ 重度区分は身体障がい者手帳1級であり、かつ療育手帳が○A又はAを所持し、特別な配慮（医学的配慮）を要すると認められる者が重症心身障がい児施設又は療養介護施設等の日中一時支援サービスを利用する場合に限り、重度区分の対象となります。

●日常生活用具給付等事業

○事業の内容

重度障がい者等に対して自立生活支援用具などを給付します。

対象者 身障手帳・療育手帳所持者（用具により条件あり）

利用限度 原則として基準額の範囲内となります。なお再給付の場合は耐用年数が基準となります。住宅改修については、1人1回。

利用者負担 一般世帯の方は原則1割負担。市町村民税非課税世帯の方及び生活保護世帯の方は原則無料です。各用具につき基準額が決まっており、基準額を超えた部分の金額は全額自己負担になります。

利用者負担の上限月額

世帯の課税状況や本人の収入額等に応じて、利用者ごとに利用者負担上限月額を設定します。

●訪問入浴サービス事業

○事業内容

介護保険制度等での入浴サービスが利用できず、本事業の利用を図らなければ、入浴が困難な身体障がい児・者に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。当該サービスの利用には利用料がかかります。

○対象者

- 身体障がい者手帳の交付を受けた方
- 児童福祉法に規定する障害児の方

上記対象者で本事業の利用を図らなければ入浴が困難な方を対象としています。

○利用限度

入浴の方法は、移動入浴車による巡回入浴とし、入浴の回数は、利用者1人につき週1回を限度とする。

●相談支援事業

○事業の内容

目的 障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになります。

事業内容 専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応
相談支援業者等に対する専門的な指導、助言等

利用者負担 なし

問い合わせ 障がい福祉課 相談支援係 049-251-2711

富士見市障がい者基幹相談支援センター 049-293-2149

●コミュニケーション支援事業

○事業の内容

手話通訳者派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚・音声及び言語機能に障がいのある方の円滑なコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣します。

対象者 市内に居住する聴覚障がい者

市内に事業所又は事業所を有する法人その他の団体に聴覚障がい者等を対象とした事業を実施するもの（ただし営利を目的としたものは除く）

派遣要件 手話通訳 ①日常生活上必要と認められるとき

②福祉の増進を目的とする事業を実施するとき

③社会参加の促進に資すると認められるとき

要約筆記 ①生命維持及び健康の増進に関する場合

②財産・労働等権利義務に関する場合

③官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関と連絡調整を図る場合

④社会参加を促進する学習活動等に関する場合

⑤冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関する場合

利用者負担 なし

利用申込 手話通訳 富士見市社会福祉協議会 FAX 049-252-0111

要約筆記 埼玉聴覚障害者情報センター FAX 048-814-3352



富士見市地域生活支援事業しおり 2024
富士見市役所 障がい福祉課